

江東区ツイッターアカウント運用要領

平成26年3月5日
政策経営部広報広聴課
改正 令和3年7月5日

(目的)

第1条 本要領は、広報広聴課が取得した江東区ツイッターアカウント（以下、「区ツイッター」という。）を区民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 区ツイッター 広報広聴課が設置・管理する公式ツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (5) フォロワー 他のユーザーのツイートに常に自分が受信できるように、アカウントを登録することをいう。
- (6) リプライ ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信することをいう。
- (7) リツイート ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

(運用主体)

第3条 区ツイッターの運営主体は江東区とし、アカウントの登録、管理及び運用は広報広聴課が行う。

2 区ツイッターのアカウントは、city_kotoとする。

(運用主体等の明示)

第4条 この要領で定められているアカウントの運営主体、配信内容及び配信方法について、区ツイッターのプロフィール欄および区ホームページ「江東区公式ツイッター」の説明に明示する。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体として区ツイッターのアカウント名を区ホームページに明示し、周知する。

(掲載内容)

第6条 区ツイッターでは、以下の情報を配信することとする。

- (1) 区政全般に関するお知らせ、事業・イベントの情報
- (2) 防犯、防災等、緊急性のある情報
- (3) その他広報広聴課長が適当と認める情報

2 各課が前項の情報配信を希望する場合は、SNS 等配信依頼書（様式 1）により広報広聴課広報係あて依頼する。配信の有無及び内容については、広報広聴課長が決定する。

（フォロー、リプライ及びリツイートの制限）

第 7 条 区ツイッターでは情報配信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、リプライ及びリツイートは原則として行わないものとする。

ただし、政府機関、東京都、地方公共団体等その他の団体の配信する公益性の高いツイートであり、かつ広報広聴課長が必要と認めるものはこの限りではない。

（区ホームページへの掲載）

第 8 条 ツイッターのリスト機能を活用し、区ホームページにツイッターの発信情報が掲載される窓を設置する。

（運用要領の変更）

第 9 条 本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、区ツイッター又は区ホームページに明示し、周知する。

（その他）

第 10 条 その他、本要領の実施について必要な事項は、広報広聴課長が別に定める。

付 則

本要領は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。